

学校だより

明倫小学校

①

ボランティア活動で育てるもの

「今日五・六時間目にお年よりの人達とふれ合う明和苑訪問がありました。対面式で私たちが『ふるさと』を演奏したときに、涙ぐんでいる人を見かけました。それだけ喜んでくれているのだと思いましたが、車いすをおしてあげましたが、手など出してはいないかど気を配らなければならぬのでなかなかむずかしく、お世話をしているらしやる人も大変だろうなと思いました。」

最後に各部屋に

『さようなら。また来ます。』といいました。

すると、にっこりわらって『さようなら。また来なさいね。』

といてとてもうれしかったです。

これは昨年度施設を訪問した児童の作文です。

日頃できない体験をすることで体の弱い人やお年よりへ



のいたわりや気配りの大切さ、人の役に立てた喜びを知ることができました。
今年度ボランティア教育の指定を受けましたので、これまでの福祉教育や道徳教育での研究を土台にして計画を進めていきたいと思っています。具体的な活動としては、明

和苑や清風苑などの施設訪問あるいは手紙の交換。
また、地域のお年よりの方々とのさつまいも作りや収穫祭、菊の一人一鉢、みんなが使うバス停や公会堂の掃除等を予定しています。

このような活動を通して、日頃希薄になりがちな地域の方々との交流、一人ではなかなかできない勤労体験の機会を得させて、多くの人々のお陰で日々生活していることや額に汗をかくことの苦勞と喜び、また気づけなかった地域の良さなどを発見して、心豊かな子どもに育ってほしいと願っています。

国民年金

国民年金の保険料は納めましたか？

国民年金保険料の納め忘れはありませんか。
納め忘れの保険料があると、万一の病気やケガで障害者になったり、一家の働き手を失ったときなどに障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。
また、将来、年をとったときの老齢基礎年金の額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。
保険料の納め忘れがないか一度確かめてください。

には、この間に最低二年以上の保険料を納める必要があります。(免除期間含む)
■保険料の額
月額一〇五〇〇円
(平成五年四月から)
付加保険料として月額四〇〇円を上乗せて納めることもできます。



■保険料の追納

保険料免除申請により免除をつけると権利は生きますが、将来の年金額はその期間が三分の一に減額されます。

しかし、免除をうけた期間の保険料を十年以内に「追納」すれば減額のない年金をうけることができます。

ただし、二年以内に納めない場合は利息がつくので、その当時の保険料よりも増額となります。

◆◆◆
■保険料は四〇年間納めます
保険料は、二〇歳から六〇歳になるまでの四〇年間納めることになっています。
老齢基礎年金を受けるため